

## 由布市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

私たちが充実した生活を送る上で、周りの人とコミュニケーションを図ることは、欠かすことのできないものである。

平成26年1月に国が批准した障がい者の権利に関する条約において定義されたように、コミュニケーション手段は、手話、点字、要約筆記等様々なものがある。

その中で、手話は、音声言語と異なり、手指及び体の動き、表情等を使って視覚的に表現する言語である。これまで、ろう者は物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために手話を大切に育んできた。

しかしながら、過去に手話が言語として認められなかったこと、手話を使用できる環境が整えられていなかったこと等から、ろう者は必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便及び不安を感じながら生活してきた。

また、全ての障がい者のコミュニケーションにおいては、コミュニケーション手段を選択する機会及び情報の取得又は利用のための手段を選択する機会が十分に確保されているとは言えないため、全ての障がい者が不安なくコミュニケーションを図ることができる環境づくりを推進する必要がある。

このような状況を鑑み、本市においても手話が言語であると認識するとともに、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が多様なコミュニケーション手段を用いることにより、心を通わせ、安心して笑顔で暮らすことができる地域共生社会を実現するため、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進について、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障がい者の意思疎通支援に関する施策の基本となる事項を定め、手話が言語であることへの理解の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、障がいの有無にかかわらず、全ての市民がお互いの人格と個性を尊重し、安心して笑顔で暮らすことができる地域共生社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態

にあるものをいう。

(2) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段 手話、要約筆記、筆談、点字、音訳、拡大文字、代読、代筆、平易な表現、絵図、記号その他障がいの特性に応じて利用されるコミュニケーション手段をいう。

(3) 合理的配慮 障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合に、過度な負担にならない範囲で、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう行う、必要かつ適切な現状の変更又は調整をいう。

(4) 社会的障壁 障がい者にとって日常生活又は社会生活を営む上で、妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念等をいう。

(5) 事業者 市内に事業所又は事務所を有する個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話言語の普及は、手話が言語であり、独自の歴史的背景を有する文化的所産であるという認識の下に行わなければならない。

2 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、障がいのある者もない者も相互の違いを理解し、その人格と個性を互いに尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話が言語であることへの理解の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するものとする。

2 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行わなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行うよう努めるものとする。

(市の施策)

第7条 市は、第4条第1項の規定に基づき、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 手話が言語であることへの理解の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策

(2) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境づく

りに関する施策

(3) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用を支援する者の確保及び養成に関する施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。